

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業
(食品規格等調査) 調査報告書

アラブ首長国連邦

栄養成分及び栄養強調表示

1 概要.....	1
2. 「栄養表示基準」 UAES 2233 : 2019.....	1

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

1 概要

栄養強調表示のラベル表示:

アラブ首長国連邦栄養表示基準 UAE.S 2233:2019 では、栄養情報の義務的な開示が要求されている。以下の栄養情報は、直接消費又は加熱後消費用の包装済み食品のラベルに表示する必要がある。

- 包装済み食品に対し炭水化物、脂肪、たんぱく質、食物繊維、エネルギーなどの必須栄養成分
- ビタミン、ミネラル塩、又はその他の食品成分として添加する場合、各食品成分の含有量は、包装済み食品に付属する栄養情報で個別に表示する必要がある。
- 全ての栄養情報及び正味含有量は、100 g 又は 100 ml 未満の場合又は製造元が指定する一食分単位包装の場合は、重量%で明記されねばならない。
- 情報は、全て国際単位 (g、mg、ug、IU) 及びエネルギー値に関してはキロカロリーで明記されねばならない。

2. 「栄養表示基準」 UAE.S 2233 : 2019

1. 範囲:

1.1 この規則は、食品製品の表示に栄養に関するデータを記す手順を示している。

1.2 この規則は、全ての包装済み食品に適用されるが、以下の製品を例外とする:

- 香辛料や調味料など、カロリー、たんぱく質、炭水化物、脂質、飽和脂肪酸、食塩又はナトリウム、総糖質の含有量が非常に低い (“ゼロ”で表すことができる) 食品。
- 新鮮野菜及び果物、野菜・果物盛り合わせ、ホール又はカット、添加食品のないもの トーストパンなしのサラダなどで、乾燥野菜・果物を除く。
- 生鮮及び冷蔵の肉、鶏肉、魚。未調理のものを除き、香辛料や水を加えていないもの。
- 調理エリアから直接消費者に提供されるもの、サラダ、ベーカリー、デザート、即席食品など。
- 単一の栄養素でできた食品、米、茶、コーヒー、砂糖など。
- ボトル入りの飲料水及びミネラルウォーター。ただし、含有ミネラルの割合が明記されていること。
- 小さな包装の食品 (包装のサイズが 25 cm² 未満)。
- 食品添加物。
- 包装又は追加の加工が必要で、直接販売されていない食品。
- セルフサービスで販売された食品の外装、個包装に個別の栄養表示が記載されている場合。
- 特別な用途の食品、乳児用調製乳、乳児用食品、スポーツ食品または飲料、特別な医療目的の食品。

2. 補足参照:

2.1 GSO 9 「包装済み食品の表示」

2.2 GSO 2333 「食品の栄養強調表示及び健康強調表示の要件」

2.3 GSO 2539 「食品への使用が許可されているビタミン及びミネラル」

3. 定義:

3.1 栄養表示とは、食品の栄養素及び栄養情報を表すことによって、消費者に対してその食品の栄養特性を知らせる手助けとなる説明書きで、3.1.1 栄養成分表示、及び 3.1.2 追加/補足栄養情報の 2 つの要素で構成されている。

3.2 栄養成分表示: 食品の栄養素含有量に関する標準化された記述又はリスト。

- 3.3 栄養強調表示: ある食品が、熱量や、たんぱく質・脂質・炭水化物量、ビタミン・ミネラル量などに関して(ただし、これらに限定されない)、際立った栄養特性を有することを明示、示唆または暗示するあらゆる表示。以下は栄養強調表示の構成に含まれない。
- 成分又は内容物表示に含まれる食品の製造に関連する物質についての記述。
 - 栄養表示の義務表示に含まれる栄養素に関する記述。
 - 国内法で要件とされている、特定の栄養素又は成分の定量的又は定性的な記述。
- 3.4 栄養素: 以下の理由により、食品中の必須成分として摂取される成分。
- 人体でエネルギーを産生する。
 - 成長、発達、生命維持に必要である。
 - 成分の欠乏が人体の生化学的、生理学的特性を持つ変化をもたらす。
- 3.5 糖類: 食品に含まれる全ての単糖及び二糖を意味する。
- 添加糖: 食品の加工中に添加される糖及びそのまま包装される糖で、糖類(単糖及び二糖)、シロップ又ははちみつ由来の糖、同じ種類の果物又は野菜の100%果汁から得られることが想定される量を超える、濃縮果物又は野菜ジュース由来の糖を含む。
- 3.6 食物繊維: 3糖単位以上からなる炭水化物の化合物又は複合体で、ヒトの小腸において酵素によって消化されないものを指し、以下のカテゴリに属する。
- 食品に天然に含まれる食用炭水化物の化合物又は複合体。
 - 食品原料から物理的又は化学的又は酵素的手法によって抽出された炭水化物の化合物または複合体で、管轄当局によって認められた科学的根拠により、健康上の利益となる生理学的効果があることが示されているもの。
 - 加工された炭水化物の化合物又は複合体で、管轄当局によって認められた科学的根拠により、健康上の利益となる生理学的効果があることが示されているもの。
- 3.7 多価不飽和脂肪酸: cis-cis メチレン基で隔てられた二重結合を有する脂肪酸を指す。
- 3.8 トランス脂肪酸: 少なくとも1つ以上のメチレン基で隔てられた非共役結合を有する一価及び多価不飽和脂肪酸の全ての異性体を指す。
- 3.9 栄養素摂取目安量 (Nutrient Reference Value, NRV) : 栄養素表示を設定する目的で用いられる、科学的データに基づく数値の一群。国内の NRV は、次の2種類で構成されている。
- NRV - ニーズ: 栄養素量に基づく NRV を指す。
 - NRV - 慢性疾患: 栄養失調及び栄養障害をのぞく、食事に関連する慢性疾患のリスクのコントロールに関連する栄養素量を指す。

4. 一般的な要件

4.1 項目 1.2 に記載されているものを除く、全ての包装食品には、栄養成分表示が義務づけられている。

4.2 栄養素のリスト:

- 栄養素の表示を用いる際には、以下の情報を提供するものとする。
- エネルギー量
- たんぱく質、総炭水化物(食事性炭水化物及び食物繊維)、脂質、飽和脂肪、トランス脂肪酸、コレステロール、ナトリウム、総糖質及び添加糖の量
- 栄養又は健康強調表示があるその他の栄養素の量
- 特定の栄養素に関する任意の表示においては、項目 4.2.1 に記載されているものに加えて、国内規則により、良好な栄養状態を維持するために必要な、他の関連栄養素の量を明示することが義務づけられる。
- 特定の栄養又は健康強調表示を行う場合、国内規則又は国内栄養ガイドラインに基づき、良好な栄養状態を維持するための、他の関連栄養素量を示すことが義務づけられている。
- セクション 1.2.4 の要件に加えて、7.4.4 に基づき、飽和脂肪酸、一価不飽和脂肪酸、多価不飽和脂肪酸、コレステロール、トランス脂肪酸の量及び/又は種類を表示するものとする。
- セクション 4.2.1、4.2.3 及び 4.2.4 で言及されている義務表示に加えて、ビタミン、ミネラルは以下の基準に従って記載される:

- 規制当局が、特定の国又は地域の健康または栄養的ニーズに基づいて追加することを推奨している、又は食品規格の要件として記載されているビタミン、ミネラル。
- 栄養素表示の適用に際して、ビタミン及びミネラルは、100 g、100 ml 又は1食分当たりの量において、NRV 又は国内当局によって発行された公式ガイドラインの 5%未満である場合は表示しないものとする。

4.3 栄養素の計算:

- エネルギーの計算: 表示に示すエネルギー量は、以下の表 (表1) に示した換算係数を使用して計算する:

表1

炭水化物	4 kcal/g – 17 kJ
たんぱく質	4 kcal/g – 17 kJ
脂質	9 kcal/g – 37 kJ
有機酸	3 kcal/g – 13 kJ

食品 1gあたりのエネルギー量の計算

- たんぱく質の計算: たんぱく質量の計算には、以下の式を使用する:

たんぱく質 = 全窒素 (ケルダール法) × 6.25 (対象食品の湾岸基準又は分析方法に別の換算係数が記載されていない限り)

4.4 栄養素含有量の表示

- 栄養素含有量は、以下の表 (表 2) に示すかたちで表示するものとする:

栄養成分表示	
1 包装あたり 8 食分	
サービングサイズ	2/3 カップ (55 g)
1 食あたり	
カロリー	230
1 日分の値に対する%*	
総脂質 8 g	10%
飽和脂肪酸 1 g	5%
トランス脂肪酸 0 g	
コレステロール 0 mg	0%
ナトリウム 160 mg	7%
総炭水化物 37 g	13%
食物繊維 4 g	14%
総糖質 12 g	
添加糖 10 g を含む	20%
たんぱく質 3 g	

*1 日分の値に対する% (Daily Value:DV) は、食品 1 食分が 1 日分の食事に対してどの程度の栄養素を提供するかを示している。一般的な栄養助言では 2,000 kcal を用いる。

(表 2)

Nutrition Facts	
8 servings per container	
Serving size	2/3 cup (55g)
Amount per serving	
Calories	230
% Daily Value*	
Total Fat 8g	10%
Saturated Fat 1g	5%
Trans Fat 0g	
Cholesterol 0mg	0%
Sodium 160mg	7%
Total Carbohydrate 37g	13%
Dietary Fiber 4g	14%
Total Sugars 12g	
Includes 10g Added Sugars	20%
Protein 3g	

* The % Daily Value (DV) tells you how much a nutrient in a serving of food contributes to a daily diet. 2,000 calories a day is used for general nutrition advice.

- エネルギー量の情報は、100 g 又は 100 ml 当り、もしくは 1 包装中に 1 回量/1 食分のピースを含む場合は 1 包装当りの kcal で表すものとする。又、1 包装に含まれているピースの数を示すとともに、表示されている 1 食分の分量当り、または包装中の各ピース当りの情報を提供するものとする。
- たんぱく質、炭水化物、脂質に関する情報は 100 g 又は 100 mL 当り、もしくは 1 包装中に 1 回量/1 食分のピースを含む場合は 1 包装当りの g で表すものとする。又、1 包装に含まれているピースの数を示すとともに、表示されている 1 食分の分量当り、又は包装中の各ピース当りの情報を提供するものとする。
- ビタミンとミネラルの数値情報は、100 g、100 ml 又は 1 包装中に 1 食分のピースを含む場合は 1 包装ごとに、ミリ単位で表すものとする。また、1 包装に含まれているピースの数を示すとともに、表示されている 1 食分の分量当り、又は包装中の各ピース当りの情報を提供するものとする。
- (表 2) に示すように、表示されているすべての情報について 1 日の摂取量に対する値をパーセンテージで示すものとする。国際規格 (表 3) に基づいたデータを表示するために、以下の NRV が用いられる。

(表 3)

成分	NRV	単位
エネルギー	2000	kcal
たんぱく質	50	g
脂質	70	g
飽和脂肪	20	g
コレステロール	300	mg
炭水化物	260	g
食物繊維	28	g
総糖質	90	g
添加糖	50	g
食塩	6	g
ビタミン A	800	μg
ビタミン D	5-15	μg
ビタミン C	100	mg
ビタミン K	60	μg
ビタミン E	9	mg
チアミン	1.2	mg
リボフラビン	1.2	mg
ナイアシン	15	mg
ビタミン B6	1.3	mg
葉酸	400	μg
ビタミン B12	2.4	μg
パントテン酸	5	mg
ビオチン	30	μg
カルシウム	1000	mg
マグネシウム	310	Mg
鉄	22 (食事からの吸収率 10%; 穀類、根または根茎に富み、肉、魚、鶏肉および/または果物や野菜を含む食事)	mg

亜鉛	14 (食事からの吸収率 22%; 穀類または豆類由来のエネルギーが摂取エネルギー量の 50%を超え、動物性たんぱく質がごくわずかな穀類中心の食事)	mg
ヨウ素	150	μg
カリウム	2000	mg
リン	700	mg
銅	900	μg
セレン	60	μg
マンガン	3	mg
モリブデン	45	μg

- 炭水化物は表示されなければならない。炭水化物の種類を明確に示す場合、炭水化物の成分は以下のよう
に示さなければならない:

「炭水化物...g、このうち糖質...g」

上記に続いて、以下を示す場合がある:(x) ...g

(x) はその他の炭水化物成分の名称を示す

- 脂肪酸の量および/または種類、コレステロールの量は、項目 4.4.3 に従った総脂質含有量の記述のあとに記述する必要がある。

表示は以下の (表 4) のように行う。

(表 4)

総脂質	...	g
飽和脂肪酸	...	g
トランス脂肪酸	...	g
一価不飽和脂肪酸	...	g
多価不飽和脂肪酸	...	g
コレステロール	...	mg

- カロリーへの変換方法は、各栄養素 (炭水化物、たんぱく質、脂質) について、表示下部に選択的に追加できる (脂質 9 g、炭水化物 4 g、たんぱく質 4 g)。
- 1 日の摂取量に対する割合の計算は、平均的な人の 2000 kcal に基づいており、以下の文言の表記を追加する (1 日の摂取量の割合は 2000 kcal の食事に基づく)。したがって、栄養表示の下部には、1 食分あたりの栄養素の、1 日分の必要量に対する割合を含める必要がある。
- 製品に含まれる、表記しなければならない栄養素が極微量である場合、「0」または「x<」と表示することができる。各栄養素の「x」にあたる値を表 5 に示す。「ごくわずかな量の...を含む」という表現を表示することができるが、「x」はゼロまたは(表 4) の丸め値の列に表記されている内容に従って表すことができる値とする。
- 食品の栄養表示におけるおおよその値は次に示すとおり

(表 5)。

栄養成分	含有量	丸め値
エネルギー		最も近い 1 kJ/kcal 単位 (小数なし)
脂質*、炭水化物*、糖質*、たんぱく質*、食物繊維*、ポリオール*、でんぷん*	100 g または mL あたり ≥ 10 g	最も近い 1 g 単位 (小数なし)
	100 g または mL あたり <10 g かつ >0.5 g	最も近い 0.1 g 単位
	検出可能な量を含まない、または 100 g または mL あたり ≤ 0.5 g	「0 g」または「 <0.5 g」と表示できる
飽和脂肪*、一価不飽和脂肪*、多価不飽和脂肪*	100 g または mL あたり ≥ 10 g	最も近い 1 g 単位 (小数なし)
	100 g または mL あたり <10 g かつ >0.1 g	最も近い 0.1 g 単位
	検出可能な量を含まない、または 100 g または mL あたり ≤ 0.1 g	「0 g」または「 <0.1 g」と表示できる
ナトリウム	100 g または mL あたり ≥ 1 g	最も近い 0.1 g 単位
	100 g または mL あたり <1 g かつ >0.005 g	最も近い 0.01 g 単位
	検出可能な量を含まない、または 100 g または mL あたり ≤ 0.005 g	「0 g」または「 <0.005 g」と表示できる
食塩	100 g または mL あたり ≥ 1 g	最も近い 0.1 g 単位
	100 g または mL あたり <1 g かつ >0.0125 g	最も近い 0.01 g 単位
	検出可能な量を含まない、または 100 g または mL あたり ≤ 0.0125 g	「0 g」または「 <0.01 g」と表示できる
ビタミンおよびミネラル	ビタミン A、葉酸、塩化物、カルシウム、リン、マグネシウム、ヨウ素、カリウム	有効数字 3
	その他のすべてのビタミンおよびミネラル	有効数字 2

*下位カテゴリには適用されない

4.5 容認されている許容範囲

- 容認される許容範囲は、公衆衛生上の要件、製品の貯蔵期間、分析の精度、製品に含まれる固有の栄養素の変動、およびその栄養素が添加されたものか天然のものかによって決定されるものとする。
- 栄養成分表示に用いる値は、製品分析から具体的に得られた値の平均値で、製品における代表値である必要がある。
- 栄養成分表示の許容限界値は、以下の表 (表 6) と一致している必要がある:

(表 6)

栄養素	栄養表示の許容範囲	
ビタミン	-35%	+50%**
ミネラル	-35%	+45%
炭水化物	100 g あたりの含有量の場合:	
糖質	<10 g:	± 2 g
たんぱく質	10-40 g:	$\pm 20\%$
食物繊維	>40 g:	± 8 g
脂質	100 g あたりの含有量の場合:	
	<10 g:	± 1.5 g
	10-40 g:	$\pm 20\%$
飽和脂肪	100 g あたりの含有量の場合:	
一価不飽和脂肪酸	<4 g:	± 0.8 g

多価不飽和脂肪酸	≥4 g:	±20%
ナトリウム	100 g あたりの含有量の場合: <0.5 g:	±0.15 g
	≥0.5 g:	±20%
食塩	100 g あたりの含有量の場合: <1.25 g:	±0.375 g
	≥1.25 g:	±20%
**上記の許容範囲は液体のビタミン C に適用される		

5. 栄養表示の明確性に関する原則と基準：

5.1 一般原則：条項 2.1 で言及されている項目 7.1.1、7.1.2、7.1.3 および 7.2 に示されている原則を遵守するものとする。

5.2 表示方法の特色：

- 表示方法の特色に関連する推奨事項の目的は、栄養表示の明確性を高めることである。規制当局は、国レベルでの実用的な手法と消費者のニーズを考慮して、栄養表示を行うための他の手法を決定する場合がある。
- 形式：栄養素含有量は、表形式の中で数値によってリスト化する必要がある。表に情報を記すのに十分なスペースがない場合は、直線的に表記することができる。
- 栄養素は、すべての食品で一貫して、規制当局によって決定されたものと同じ順序でリスト化する必要がある。
- フォント：規制当局は、フォントの種類、パターン、最小サイズを考慮する。(エネルギー量) と (1 食分量) のフォントサイズは太字のフォントを用いて明確化・拡大し、これらの情報を強調する必要がある。
- コントラスト：栄養表示を明確にするために、フォントと背景の間で一定のコントラストを保持する必要がある。
- 数値表示：栄養素の数値の表示は、項目 4.4 の規定と一致させる。

6. 補足（追加）栄養情報：

6.1 補足栄養情報の目的は、食品中の栄養価に対する消費者の意識を高め、栄養表示を理解するのに役立てられることである。製品に表示できるこのような情報の提供方法は多様である。

6.2 食品表示における補足栄養情報の使用は選択的であり、栄養表示に追加することは可能であるが、栄養表示に置き換わるものではない。ただし、対象となる集団の人々の非識字率が高いか、栄養に関する情報がほとんどない場合、栄養表示を行うことなく、栄養群のシンボルまたは色と写真を用いることができる。

6.3 食品表示の補足栄養情報は、消費者の食品摂取とこれらの情報の使用に対する意識向上を目的としたプログラムを伴う必要がある。